

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目次

◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

麻薬取締法による聴聞の実施

入会林野整備計画の適否の決定

都市計画法第六十六条の規定による告示

告 示

鳥取県告示第千六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
越智内科医院	米子市加茂町一丁目九	昭和四十七年十二月十日
南家医院	境港市渡町一、一六二	八日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町三六八	"
米子薬局	米子市茶町六五	一日
米田薬局	東伯郡大栄町由良宿	"

鳥取県告示第千七十号

麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年十二月二十九日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁厚生部長室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市材木町一五二 武信憲二

鳥取県告示第七十一号

岩美郡岩美町長谷入会林野整備組合長岩美郡岩美町大字長谷八七六番地松本益蔵から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十七年十二月十六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

長谷（左近田
外三十五筆）入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月二十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ雨籠土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島及び字二ノ中島、大字下浅津字上大坪、字下大坪、字船寄及び字鍛冶屋、大字光吉字南津並びに大字南谷字大上、字大場、字大外、字中島及び字隈ノ内地内

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】